

定

一 諸国於海上、賊船之儀 堅被成御停止(ごちようじ)之處  
今度、備後伊予兩國之間、伊津喜嶋(いつきじま) 加て盜船  
仕之族(やから)、在之由、聞食(きこひめす)れ、曲事に思食(おぼしめす)事

一 国々浦々、船頭、獵師 山つれも舟津かひ候  
もの、其所之地頭、代官として連(すみやかに)相改 尙後  
聊以(いささかもつて)、海賊仕まじき由、誓紙(誓紙)申付、連判をさせ  
其国主取あつめ可上申事

一 自今以後、給人、領主 致由断 海賊之輩(やから)  
於在之者、被加御成敗 曲事之在所、知行以下  
未代可被召上事

右系々堅可申付、若(もし)違背之族 在之者 忽(たちまち)可  
被處罪科者也

天正十六年七月八日

印

注

1. 停止(ちようじ)

禁止すること

2. 伊津喜嶋=齋島

現広島県呉市

3. 曲事(くせごと)

処罰すること

4. 聞食(きこひめす)

お聞きになって

5. 誓紙(せいじ)

誓紙のこと

6. 給人(きゅうにん)

戦国時代大名から恩給を与え  
られ家臣化した在地武士